※　扶養手当支給に係る質疑応答

（問）　職員が子のある女性と婚姻をし，その子を職員の籍に入れることなく職員が扶養している場合，その子を職員の扶養親族として認定することができるか。

（答）　職員との間に養子縁組をしない限り，扶養親族として認定することはできない。

（問）　家庭裁判所から配偶者の母の扶養義務を負わされ，実際に扶養している場合は，その母を職員の扶養親族として認定することができるか。

（答）　給与条例上の扶養親族は，血族又は法定血族である者に限られているので，養子縁組をしない限り，扶養親族として認定することはできない。

（問）　職員が妻と離婚し，子は妻に引き取られたが，職員はその子のために養育費として毎月３万円を送金している場合，その子を職員の扶養親族として認定することができるか。

（答）　設問の場合は，子が母（職員の元の妻）のもとに引き取られているので，常識的には母が主として扶養しているものと推定される。したがって，その子が職員の扶養親族として認定されるためには，職員が主として扶養していることを確認することが必要であり，単に毎月３万円の養育費を送金しているという事実のみでは，その子を職員の扶養親族として認定することはできないものと解する。

（問）　職員の配偶者が，本年３月３１日をもって勤務先を退職し，今後職員の収入のみによって生計を維持することになった場合，４月１日から扶養親族として認定することができるか。なお，配偶者の本年１月から３月までの給与所得は１３０万円以上あり，また，これとは別に退職手当も１３０万円以上ある。

（答）　扶養親族の認定の基準としての所得限度額である１３０万円以上とは，将来にわたって恒常的に収入のあるものについての規定であり，設問の場合には，たとえ１月から３月までに給与所得が１３０万円以上あったとしても，退職後将来に向かって所得がないと推定される場合においては，扶養親族認定上影響を与えるものではなく，４月１日から扶養親族として認定することが出来る。また，退職手当のように一時的な収入による所得は，恒常的な所得には含まれないので退職手当によって自活できる場合以外は，扶養親族として認定できる。

なお，「自活できる場合以外」とは，退職手当を資として生ずる所得が扶養親族の認定の基準としての所得限度額に達しない場合という意味である。したがって，高額の退職手当の支給を受けた場合であっても，例えば，それによる金利が年額１３０万円以上になる場合等を除き扶養親族として差し支えない。

（問）　夫婦ともに県職員の場合であって，妻が育児休業の許可を受けたときは，当該育児休業の期間中，その妻を職員たる夫の扶養親族として認定することができるか。

（答）　認定の時点において，育児休業の許可を受けた妻たる職員の年間所得（育休許可の日後１年間）が，育児休業手当金及びあらかじめ定められている当該休業の期間が終了し復帰した後の給与を含めても扶養親族の認定基準としての所得限度額である年額１３０万円以上に達しないと見込まれる場合で，かつ，当該期間中主として夫に扶養されると認められる場合には，その妻を夫の扶養親族として認定して差し支えない。

なお，この取り扱いは，当該妻が他の公務員，民間従業者等である場合にも同様である。

（問）　育児休業の対象となる子の年齢が３才未満に引き上げられたことに伴う育児休業期間中の所得見込みの算出基準日は，どのようになるのか。

（答）

所得見積額の算出基準日

a　育児休業期間の開始日

b　育児休業手当金の支給終了日（子が１才に達する日）の翌日

c　育児休業の延長の開始日

d　扶養認定に影響を与える事実の発生日

→（所得見込みされていなかった所得の発生）

A　育児休業期間の期間延長がない場合

ア　a から向こう１年間の所得見込額が１３０万円未満の場合

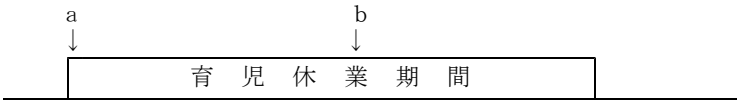

①　育児休業期間中は，扶養親族認定可能。

イ　a から向こう１年間の所得見積額が１３０万円以上の場合

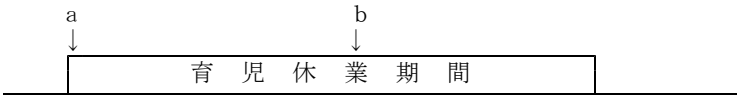

①　子が1歳に達する日までの育児休業期間中は、扶養親族認定できない。

②　①で扶養認定されなかった者については,次に,ｂの地点でｂから向こう1年間の所得見込額で判断を行う。

- １３０万円未満の場合：ｂ以降の育児休業期間中は、扶養親族認定可能。
- １３０万円以上の場合：ｂ以降の育児休業期間中は、扶養親族認定できない。

B　育児休業期間の延長を行う場合

① 当初の育児休業中については、Ａにより判断する。

② 育児休業期間を延長するものについては，ｃの時点でｃから向こう１年間の所得見込額で判断を行う。

- １３０万円未満の場合：延長された育児休業期間中は，引き続き扶養親族認定可能。（当初の育児休業期間中に扶養親族である者は届出の必要はない。）
- １３０万円以上の場合：延長された育児休業期間中は、扶養親族認定できない。

C　育児休業期間中に次子の産前産後休暇を取得した場合

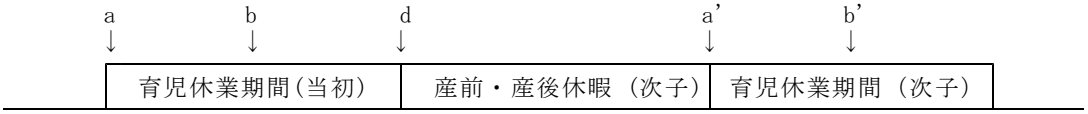

① 当初の育児休業期間中については、Ａにより判断する。

② 次子の産前産後休暇を取得する者については，原則，ｄの時点の月額で判断する。

（→県職員の場合であれば，一般的に月額基準108,333円を下回ることは想定されず，ｄ－a'間の扶養認定はできない。）

③ 次子の育児休業期間については，Ａにより判断する。（aはa'に，bはb'に読み替える。）

＜注意事項＞

・　扶養認定に影響を与える事実が発生した場合（育児休業手当金の支給期間が延長された場合を含む。）は，その時点で向こう1年間所得見込額で判断を行うこと。

・　育児休業手当金支給終了日の翌日から向こう1年間の所得を見込むときは，その時点で育児休業の延長に係る請求がされており，当該育児休業延長が承認されることが確定的である場合は，それを見込んで所得を算定する。

（問）　職員の扶養親族であった実母が老人ホームに入所することとなったが，毎月３万円程度の利用料が必要であり，職員が当該利用料を負担している場合には，引き続き扶養親族としての認定をすることができるか。

（答）　職員が老人ホームの利用料を負担していても，母の生計が主として当該施設の負担によって営まれる場合には，母を引き続き扶養親族として認定することはできない。

（問）　職員の扶養親族たる配偶者が臨時職員として採用され,月額１０万円程度の収入を得ることなったが,扶養親族としての所得限度額である１３０万円以上の収入を得ることは直ちに確認し難い場合,この就職期間中も引き続き扶養親族としてよいか。

（答）　年間所得の合計額が所得限度額である年額１３０万円以上であるかどうかを判断するにあたっては幻想的には年額によることとされているが，例えば，家賃収入がある場合とか，官庁，会社等に勤務して月々給与を得ているような場合で，相当長期間にわたって毎月定まった収入がある場合には，その月額をもって認定するほうがより適切であり，実際にも即していると考えられるので，このような場合には基準年額の１２分の１を乗じた額をもって認定し，恩給，年金，利子，配当，農業所得等のようにその所得が年１回ないし数回に限られているとか，その時期が特定しがたい所得が予想される場合には年額そのものにより認定することが適切である。したがって，設問の場合，配偶者が季節的雇用と異なり将来に向かって雇用の継続が予測される限り，毎月の所得が扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額１３０万円の１２分の１以上であればその就職期間中は扶養親族たる要件を欠くこととなり，その雇用が季節的雇用のようにあらかじめ限られているもので，その予測される年額が扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額１３０万円未満であれば，就職期間中も引き続き扶養親族として差し支えない。

（問）　次に掲げるものは，「恒常的な所得」の範囲に入るか。

ア　国民年金　　エ　障害者年金
イ　厚生年金　　オ　農業所得
ウ　遺族年金　　カ　雇用保険

（答）　これらの所得は，すべて「恒常的な所得」に含まれる。

したがって，これらの所得の合計額が扶養親族の認定の基準としての所得限度額以上となる場合においては，これらの所得の受給者を扶養親族とすることはできない。

（問）　雇用保険法の規定による基本手当の支給を受けている者を扶養親族として認定することができるか。

（答）　基本手当額×３０日分が，扶養親族の設定の基準として所得限度額の１２分の１以上である場合には，その支給を受ける期間中その者を扶養親族とすることはできない。

※　参考

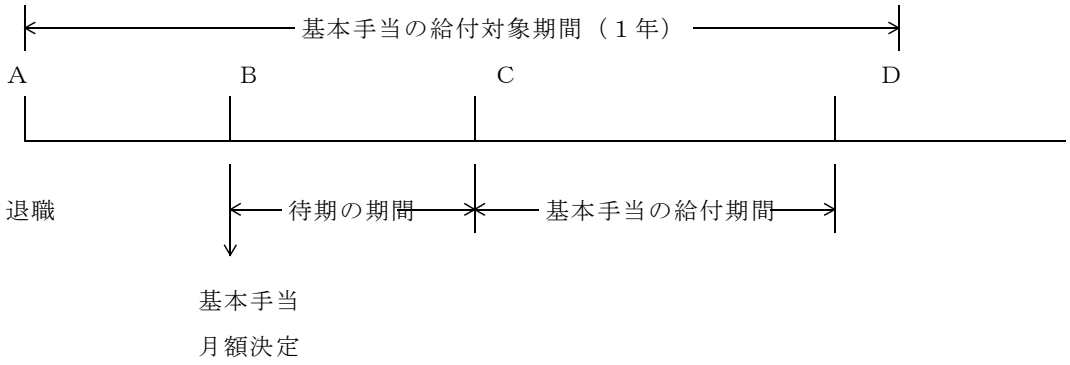

区　　分	扶養手当を支給できる期間
①　基本手当＜所得限度額	Ａ　～
②　基本手当≧所得限度額	Ａ　～　Ｃ（注９），Ｄ　～

（注）　基本手当の給付完了後，就職できずに扶養親族としての認定請求を行う場合は，新規の認定と同様の提出書類が必要である。ただし，前回の認定時に提出された証明書類で足りるものについては，その写しを添付しても差し支えない。

（注９）　待期の期間終了後（７日）すぐ手当を受給する場合
　支給日を事実発生日として，認定を取り消す。
　待期の期間終了後，給付制限期間（１月～３月）を経て手当を受給する場合
　給付の開始日を事実発生日として認定を取り消す。

（問）　扶養親族として認定されている父親に，土地売却による所得（畑９０坪：２８０万円）が生じたが，扶養親族としての認定に問題はないか。

（答）　土地売却による所得は，退職所得と同様一時的な所得であるので，その所得によって自活できる場合以外は扶養親族として認定できる。
　なお，土地売却を数回にわたって行った場合でも，考え方は上記と同じである。

（問）　扶養親族たる配偶者が保険会社の外交員に就職する予定であるが，給料は月額９万５千円その他勤務成績によって募集手当が若干ある見込で，年間就職していれば年額１３０万円を超えると思われるような場合，配偶者に対する手当の支給停止の時期はいつになるか。

（答）　扶養親族の認定の基準としての所得限度額の取り扱いについては，原則的には年額によることとされているが，月収をもって認定するほうがより実態に即していると考えられるような場合には，月収所得によることとされている。しかしながら，設問の保険会社の外交員のように月収所得が大きく変動するような場合には，２，３か月の所得の実績により判断するほうがより実態に即していると考えられるので，そのような場合には２，３か月間の平均所得が所得限度額の１２分の１程度以上に達し，将来とも同程度の所得が予想されるに至ったときをもって扶養親族としての要件を欠くに至ったものとして取り扱うものとする。

もっとも就職の当初において，その者の年間所得が所得限度額以上になると推定される場合には，その者は就職の当初から扶養親族としての要件を欠くことになることはいうまでもない。

なお，扶養親族たる要件を欠くものとされても，その後認定当時の事情と著しく異なった事情が生じた場合には，新しい事情によって再び扶養親族として認定することができる。

別　表

扶養親族認定のための添付資料と留意事項

※　次表の証明資料は，それぞれの扶養親族を認定する際，最低限必要な資料であるので，完備されていない場合は受理できない。

１．新たに扶養親族としての要件を具備するに至った場合

区　　分		証　　明　　資　　料	留　意　事　項
配　偶　者	婚姻届出をした　者	１　戸籍抄本又は婚姻届受理証明書又は媒酌人の証明書（結婚年月日明記のこと。） ２　所得額証明書及び申立書 ３　退職証明（今まで県職員以外であった者で，そこを退職することにより扶養親族としての要件を具備することになった場合のみ）	○現在無職であるかどうか所得はないか。
	婚姻届出をしない者	１　婚姻届をした配偶者について必要な証明資料（前項１号を除く） ２　夫婦双方の戸籍抄本 ３　媒しゃく人の証明書又は婚姻関係申立書 ４　住民票 ５　婚姻関係同意書（未成年の場合に限る）	上記のほか ○婚姻の事実確認ができるかどうか。 ○同居しているか。

（注）１　添付する証明書は，原則として官公署の発行するものとすること。

２　身分関係及び所得関係に添付する証明書は，扶養親族に係るものであること。

３　別居の場合は，特に送金を証する書類を添付すること。

（毎月の銀行振込書・現金書留等の写し，送金を受ける者の申立書等）

４　届出の時点において，無職の場合は無収入である旨の申立書を，所得がある場合は年間所得が１３０万円未満であるかどうかを判断できる程度にその実態を記入した申立書及びその旨を具体的に証する書類を提出すること。

５　申立書には，扶養するに至った経緯，扶養を必要とする理由，他の扶養義務者との関係（他の扶養義務者が扶養できない理由），具体的な扶養実態，資産の活用状況等を詳しく記入すること。

区　　分		証　　明　　資　　料	留　意　事　項
22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	実　　子	1　戸籍抄本又は出生届受理証明書 2　１５歳以上の場合は，在学証明又は所得額証明書 3　配偶者が扶養親族として認定されていないときは，配偶者が当該子を扶養していないことの証明書（扶養手当相当の給与を受給していないことの証明及び配偶者の所得額証明書）	○共働きの場合 他方に扶養手当又はそれに相当する給与を受けていないか。子供を分割して届出を行った時はその理由を明らかにさせ，やむを得ない事情のない場合は一方にまとめるのが望ましい（分割して認めた場合職員間に公平を欠く事が生じるので，教職員課に事前協議する。） ○妻が届出の場合 主たる扶養者はだれか。社会通念上相当かを勘案して認定する。（この場合夫の勤務先に手当の制度の有無は考慮せず。）
	養　　子（養父母が届出る場合）	1　実子の場合について必要な証明資料 2　住民票 3　実父母その他の親族が養子の扶養手当を受給していない旨の証明書 4　養子が実父母と同居の場合は実父母の所得額証明書	○戸籍に縁組の表示があるか。 ○現に同居しているか。 ○実父母に扶養の事実はないか（送金の事実，手当受給の有無） ○実父母と同居している場合，実父母に扶養能力はないか。養父母に送金等扶養の事実が認められるか。
	養　　子（実父母が届出る場合）	1　実子の場合について必要な証明資料 2　養親の戸籍謄本 3　住民票 4　養父母その他の親族が当該実子の扶養手当を受給していない旨の証明書 5　養父母その他の親族の所得額証明書	○実父母がどのように扶養しているか。（送金の事実，同居の事実） ○養父母に扶養能力はないか。縁組の理由は何か。 ○養父母に手当受給の事実はないか。

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>証　　明　　資　　料</th><th>留　意　事　項</th></tr>
<tr><td rowspan="2">22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫</td><td>弟　妹</td><td>1　戸籍謄本（除籍事項の省略したものでないこと）
2　１５歳以上の場合は，在学証明又は所得額証明書
3　他の扶養義務者が扶養していないことの証明
4　扶養義務者全員の扶養順位協議決定書（被扶養者ごと）
5　住民票謄本
6　申立書（職員及び被扶養者ごと）</td><td>○父母が扶養できない理由があり，職員が扶養する合理的理由があるかどうか。
○弟妹に職に就けない理由があるか。
○他の親族に扶養すべき者はいないか。</td></tr>
<tr><td>孫</td><td>1　戸籍謄本（血族関係を明示し得るもの）
2　15歳以上の場合は在学証明又は所得額証明書
3　父母が扶養していないことの証明
4　住民票謄本
5　申立書</td><td>○他の親族に扶養すべき者はいないか。
○職員が扶養しなければならない理由が合理的であるか。
○現に同居・送金等充分な扶養の事実が確認できるか。</td></tr>
</table>

区　　分		証　　明　　資　　料	留　意　事　項
60歳以上の父母及び祖父母	実父母	1　戸籍謄本（除籍事項の省略したものでないこと） 2　所得額証明書及び申立書（被扶養者） 3　恩給，年金，扶助料等受給有無証明 4　他の扶養義務者が扶養していないことの証明 5　扶養義務者全員の扶養順位協議決定書（被扶養者ごと） 6　住民票謄本 7　申立書（職員及び被扶養者ごと）	○同居の場合 年齢，所得，体力，資産等を勘定して他に生計の途を仰がねばならない状態であるか。 職員の年齢所得から親を扶養できる状況であるか（独身等の場合は婚姻後も扶養できるか否かの確認も必要） ○別居の場合 別居しながら具体的にどのように扶養しているか送金の事実が定期的にかつ生計維持に充分であるか。他に同居者はいないか。 他の親族の送金状況はどうなっているか。 ○扶養について申立書を添付させる事が望ましい。
	養父母	実父母の場合に同じ。	実父母の場合に同じ。
	祖父母	1　戸籍謄本（血族関係を明示し得るもの） 2　所得額証明書及び申立書（被扶養者） 3　恩給，年金，扶助料等受給有無証明 4　他の扶養義務者が扶養していないことの証明 5　扶養義務者全員の扶養順位協議決定書（被扶養者ごと） 6　住民票謄本 7　申立書（職員及び被扶養者ごと）	○配偶者の実父母，祖父母は扶養親族とはなり得ない。

区　　分	証　　明　　資　　料	留　意　事　項
心身に著しい障害のある者	1　戸籍謄本 2　所得額証明書及び申立書（被扶養者） 3　恩給，年金，扶助料等受給有無証明 4　心身に著しい障害があることについての診断書（症状について具体的かつ詳細に記載するとともに，その者が終身労務に服することができないかどうかを明らかにしたもの） 5　他の扶養義務者が扶養していないことの証明 6　申立書	○障害の程度が就業できない重度のものであるか。 ○他に扶養すべき親族はいないか。

２．扶養親族としての要件を欠くに至った場合

区　　分	証　　明　　資　　料	留　意　事　項
離　　婚	要件を欠くに至った理由を具体的に証するもの	○子は夫婦のどちらが引き取り扶養していくかの確認。 ○妻が子を引き取り職員たる夫が養育費を送金している場合でも，単に送金しているという事実のみで認定することはできない。職員が主として扶養している事実が認められなければならない。
22歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えた者	必要なし	職権で取り消す。
死　　亡	戸籍抄本又は死亡診断書	

区　　分	証　　明　　資　　料	留　意　事　項
所得額の超過	取消原因によって例えば ア　恩給受給者が恩給改訂によって取消をする場合は，改訂前と改訂後の年額を証する支給庁の証明書 イ　事業開始の場合は，開始年月日及び所得額又は予定額の証明書 ウ　その所得が請負制によって得るものであった場合は，採用時から３月ないし６月の各月の所得額証明書 エ　就職による場合は，就職証明（就職年月日及び収入月額明記のもの）又は所得額証明書	○恩給等は毎年改訂があるので限度額に近い者には留意 ○給与所得を得るようになった時は採用時の辞令，雇用契約等で月の収入が限度額の１２分の１を超える場合，採用の翌月から（月の初日の採用は当該月から）但し短期間の採用で，年間の所得額が限度額を超過しない事が明確なら減ずる必要はない。 ○営業を始めた場合 開業当初，収入予定（見込）額が把握できたときは，開業の時点から。 停止収入額のメドが立たないときは開業後２～３月程度の状況により，又月により収入が不安定のときは年間所得が限度額を超過する事が明らかになった時点で停止。 （店舗の規模で収入の推定可能もあり得る）
扶養順位の変更	1　被扶養者の住民票 2　扶養順位協議決定書又は家庭裁判所の扶養義務決定書	
その他	要件を欠くに至った理由を具体的に証明するもの	

３．県職員給与条例第１０条第１項第３号又は第４号に該当する事実が生じた場合

区　　分	証　　明　　資　　料	留　意　事　項
配偶者のない職員となった場合	離婚又は死亡の場合について必要な証明資料（前項の証明資料に同じ。）	○支給額の増は，届出のあった翌月（事実発生から２０日以内のときは事実発生の日の翌月）から。この届出は扶養親族となり得ない配偶者の有無について行う。
配偶者を有するに至った場合	戸籍抄本又は婚姻届受理証明書	○支給額の減は，事実発生の翌月までさかのぼる。この届出は扶養親族となり得ない配偶者の有無について行う。
◎　証明書で不充分な場合は本人の申立書等を添付する。		

<table>
<tr><td colspan="8">別　居　扶　養　申　立　書</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="7">鹿児島県甲突市十二町１－２</td></tr>
<tr><td rowspan="4">別居扶養を必要とする親族およびその同居者（同居者全員）</td><td>氏　　名</td><td>年　齢</td><td>職員との続柄</td><td>職　業</td><td>収入額</td><td colspan="2">備　考</td></tr>
<tr><td>大久保　良　子</td><td>６７</td><td>実　母</td><td>な　し</td><td>老齢年金
５０万円</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>職員の送金額，扶養状況及び扶養を必要とする理由等</td><td colspan="7">高齢のため，故郷を離れようとせず，父が死亡してからは，農業と老齢年金で細々と生活しており月に３～４万円程度送金しております。
又，月に１～２回は母の様子を見に帰省しております。</td></tr>
<tr><td colspan="8">上記のとおり申し立てます。

平成　　年　　月　　日

所属名　　桜　島　高　等　学　校　　職名　教　諭　　氏名　　大久保　健　二　　㊞</td></tr>
<tr><td>所属長意見</td><td colspan="7">本人は現在母親と別居中であるが，上記の申し立てのとおり現に母親を扶養していることを認めます。

鹿児島県立桜島高等学校　　印
校長　　鹿児島　太　郎</td></tr>
</table>

（注）今までどのようにして生計をたててきたか，他の兄弟の仕送りの状況はどうか等，詳細に理由を記述すること。

受
0.00.00
付

（参考様式）

申　　立　　書

私の妻（旧姓　　）は，私と婚姻前無職であったことを

申し立てます。

平成　　年　　月　　日

所　属　名

職　氏　名　　㊞

鹿児島県教育委員会　殿